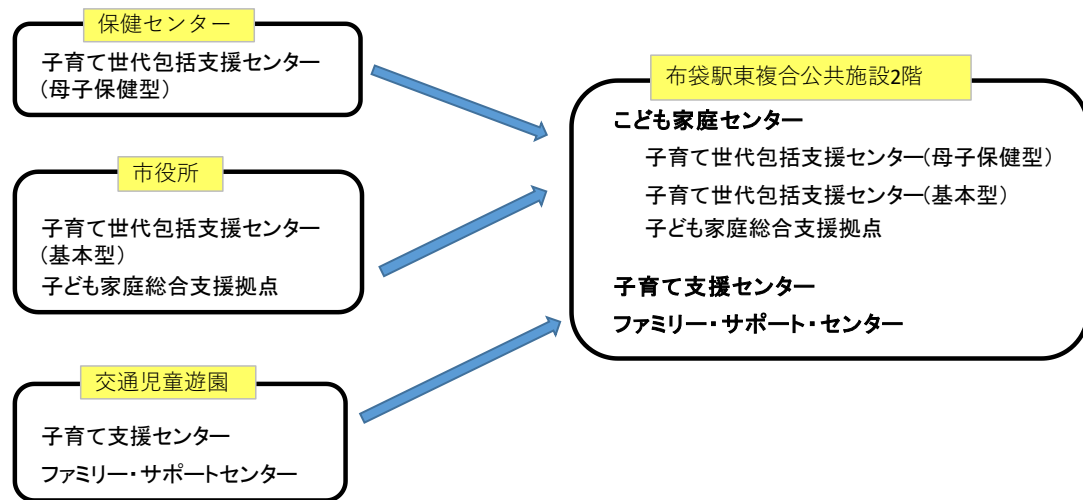


子育て支援関係施設の移転について

令和5年4月より布袋駅東複合公共施設に、現在、保健センターにあります子育て世代包括支援センター（母子保健型）と、市役所にあります子育て世代包括支援センター（基本型）及び子ども家庭総合支援拠点が移転し、その窓口の名称を「こども家庭センター」と変更いたします。



令和4年6月、児童福祉法の改正により、市区町村においては、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（母子保健型）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、令和6年4月以降「こども家庭センター」を設置することが努力義務化されました。

現在「子育て世代包括支援センター」として周知をしてきた機能も、法施行後は「こども家庭センター」の名称に変更される想定のため、法施行前ではありますが令和5年4月から新しい施設での窓口名称を「こども家庭センター」として周知していくことにより、市民に対し子育て支援の窓口としての認知度を高めることを目指します。

また、交通児童遊園2階の子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターも同様に布袋駅東複合公共施設に移転します。